

テクノハマ株式会社 行動計画

女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づき、誰もが能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備を目的として、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標 : 男性労働者の育児休業取得率を30%以上にする

【取組内容】

- | | |
|-----------|---|
| 令和8年4月～ | 男性育休制度の内容（取得可能期間・給付など）を社内へ周知し、理解促進を行う。 |
| 令和8年6月～ | 本人または配偶者の妊娠・出産を把握した時点で、必ず個別に育休取得の意向確認を行う（法改正により義務化） |
| 令和8年12月～ | 管理職へ「男性育休の取得推進」を周知し、職場での取得を促す体制を整える。 |
| 令和10年4月～ | 育児休業取得者の業務引継ぎや代替措置を整備し、取得しやすい環境を作る。 |
| 毎年度 | 男性育休の取得状況を集計し、未取得理由などを分析して改善策を行う。 |
| 令和13年3月まで | 男性育休取得率30%以上を達成する。 |

目 標 : フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働時間を5年間を通じて15時間以内に維持するとともに、特定の労働者に時間外労働が集中をしない職場環境を整備する。

【取組内容】5年間共通

- ・時間外・休日労働時間を労働者ごとに把握する
- ・残業時間が多い者については、必要に応じて業務内容や業務分担を見直す
- ・残業時間が少ない者については、可能な範囲で業務の補助や共有を行う
- ・特定の労働者に時間外労働が集中しないよう配慮し、月平均時間外・休日労働時間15時間以内を維持する

目 標 : 労働者に占める女性の割合について、5年後に20%以上とし、
安定的に維持する

【取組内容】

- 令和8年4月～
 - ・労働者に占める女性比率の現状を把握する
 - ・採用・配置状況を確認し、課題の有無を整理する
- 令和9年4月～
 - ・男女ともに応募しやすい採用活動を継続する
 - ・女性比率の推移を確認し、20%以上を目指す
- 令和10年4月～
 - ・女性が働きやすい職場環境づくりに配慮し、定着を図る
 - ・女性比率20%以上を維持する
- 令和11年4月～
 - ・取組状況を確認し、必要に応じて改善を行う
 - ・女性比率20%以上を維持する
- 令和13年3月まで
 - ・一連の取組を定着させ、女性が継続して活躍できる
職場環境を整備する
 - ・労働者に占める女性の割合20%以上を安定的に維持する